

# 被扶養者の認定要件《国内居住要件》

## 1 国内居住要件の考え方

住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が日本国内にある者は原則、国内居住要件を満たすものとします。

令和2年4月1日から、被扶養者の認定要件として国内居住要件が追加されることとなりますが、身分関係、生計維持関係等の被扶養者が満たすべき要件については、従来通り審査いたします。

## 2 被扶養者に該当しない者

- ①日本の国籍を有しない者であって、「医療滞在ビザ」で来日した者
- ②日本の国籍を有しない者であって、「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者

## 3 国内居住要件の例外となる者

下表①～⑤については、日本国内に住所がなくても、「日本国内に生活の基礎があると認められる者」として取り扱います。

| 例外として認められる事由   | 添付書類の例（すべて写し可）                 |
|--|--------------------------------|
| ①外国において留学をする学生   | 査証、学生証、在学証明書、入学証明書等            |
| ②外国に赴任する組合員に同行する者                                      | 査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等   |
| ③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者                | 査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等 |
| ④組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②に掲げる者と同等と認められるもの | 出生や婚姻等を証明する書類等                 |
| ⑤①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者    | ※個別に判断                         |

## 4 被扶養者の認定に係る記載事項及び添付書類について

### (1) 日本国内に住所がある被扶養者の添付書類

原則、被扶養者認定の際には、被扶養者申告書に、住民票の写しを添付していただくことにより住所情報を確認しますが、共済組合において個人番号を活用した情報連携等で住所情報を確認できる場合は、住民票の写しを省略することができます。

なお、情報連携等で住所情報が確認できない等、共済組合が必要と判断した場合には、住民票の写しの提出を求めることがあります。

### (2) 日本国内に住所がない被扶養者の記載事項及び添付書類

被扶養者申告書に国内居住要件の例外に該当する旨を記載し、それを証する書類を添付していただくことにより、国内居住要件の例外に該当することを確認します。

なお、書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。